

様式第1〔第6条〕

特定工場新設（変更）届出書（一般用）

年 月 日

箕輪町長 様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印  
（担当者氏名） 電話（ ）（ ） 番

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置の場所	
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）	
3	特定工場の敷地面積	m <sup>2</sup>
4	特定工場の建築面積	m <sup>2</sup>
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等
		施設の設置工事
※ 整理番号		※ 備考
※ 受理年月日		
※ 審査結果		

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
  - 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。）に記載すること。
  - 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
  - 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
  - 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式B

特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）

年 月 日

殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 印  
 (担当者) 電話 ( ) ( ) 番

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所	
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）	
3	特定工場の敷地面積	m <sup>2</sup>
4	特定工場の建築面積	m <sup>2</sup>
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等
		施設の設置工事
※ 整理番号		※ 備考
※ 受理年月日		
※ 審査結果		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
 2 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。  
 3 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなかった場合は8欄を除く。）に記載すること。  
 4 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなかった場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。  
 5 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。  
 6 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。  
 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

## 参 考

### 特定工場の新設（変更）の趣旨説明書

#### 1. 会社概要

（フリガナ）

会 社 名

資本金

住 所

郵 便 番 号

設備投資予定額（百万円）

（内用地費）（百万円）

#### 2. 新設（変更）の内容（各施設の単位を標準にして該当するものに○印をつけてください。）

敷 地	増			減
生 産 施 設	新設	増設（築）	改築（全部、一部）	撤去（全部、一部）
緑 地	新設	増設	配置換え	撤去（全部、一部）
緑地以外の環境施設	新設	増設	配置替え	撤去（全部、一部）

#### 3. 新設（変更）の趣旨説明

届出理由

変更事項

- 備 考
- 趣旨説明については、届出理由及び生産施設、緑地、環境施設、製品名、敷地面積の項目ごとに分けて届出内容を簡単に記載すること。
  - 標題のうち「新設（変更）」については届出に依りいずれか該当する文字を○で囲むこと。
  - 工場案内等の会社概況説明書があれば添付して下さい。



## 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

## 1 緑地及び環境施設の面積

緑地(様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。)の名称	施設番号	面積 ( m <sup>2</sup> )		増減面積
		変更前	変更後	
緑地面積(様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。)の合計				
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の名称	施設番号	面積 ( m <sup>2</sup> )		増減面積
		変更前	変更後	
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の面積の合計				
緑地面積の合計				
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積 ( m <sup>2</sup> )		増減面積
		変更前	変更後	
緑地以外の環境施設の面積の合計				
環境施設の面積の合計				

## 2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	m <sup>2</sup>
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	

- 備考 1. 緑地の名称の欄、には区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。  
 2. その他は別紙1の備考1から3まで及び5と同様とする。この場合において、「セー1」とあるのは、緑地(様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。)にあっては「リー1」と、様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地にあっては「ジー1」と、緑地以外の環境施設にあっては「カー1」と読み替えるものとする。



## 工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称				
工業団地の所在地				
工業団地の面積				
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計				
工業団地共通施設の面積の合計				
内 訳	うち緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）	面積	m <sup>2</sup>	
	うち様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地	面積	m <sup>2</sup>	
	うち緑地以外の環境施設	面積	m <sup>2</sup>	種類
	その他の共通施設	面積	m <sup>2</sup>	種類
その他の施設		面積	m <sup>2</sup>	種類
工業団地の環境施設の配置に関する概略図 その他の説明				

- 備考 1. その他の施設面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。
2. 当該特定工場が工業団地に所在する場合、準則第6条の「工場団地の特例」の適用の如何にかかわらず記載すること。

別紙 4

隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

隣接緑地等の名称				
隣接緑地等の所在地				
隣接緑地等の面積の合計		m <sup>2</sup>		
うち緑地(様式第1又は第2備考2で 区別することとされた緑地を除く。)	面積	m		
うち様式第1又は第2備考2で 区別することとされた緑地	面積	m		
うち緑地以外の環境施設	面積	m	種類	
事業者の負担する総額	設置費用	円		
	維持管理費用	円		
うち届出者の負担費用	設置費用	円		
	維持管理費用	円		
隣接緑地等の配置に関する 概略図その他の説明				

- 備考 1 「事業者の負担する総額」の欄には、隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。
- 2 「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。